

グレーゾーン問題(任意性、書面交付義務等) と金利規制のあり方

(目次)

・ 懇談会でこれまでに出された指摘事項、意見等	1
・ 業態別貸出約定平均金利(平成 16 年 3 月末時点)	4
・ 金利負担額の比較(金利、期間)	6
・ 貸金業の金利規制に関する国際比較	7
・ 上限金利規制の変遷	8
・ 利息制限法と最高裁の判示	9
・ 貸金業規制法 43 条と提案理由説明	10
・ 貸金業規制法 43 条「みなし弁済」関連の最高裁の判示	11
・ 出資法5条	13
・ 日賦貸金業に係る出資法上の規定	14
・ 貸金業における書面交付義務	15
(参考1)懇談会でこれまでに出された指摘事項、意見等	
・ 過剰貸付防止のための規制等のあり方	18
・ 契約・取立てにかかる行為規制等のあり方	21
(参考2)前回の議論に関連する資料	
・ 法的債務整理の新受件数の推移	23
・ 債務を整理する法的制度	24
・ 現在のEU消費者信用指令の審議動向	25

平成 18 年 3 月 10 日(金)

金融庁

グレーゾーン問題(任意性、書面交付義務等)と金利規制のあり方

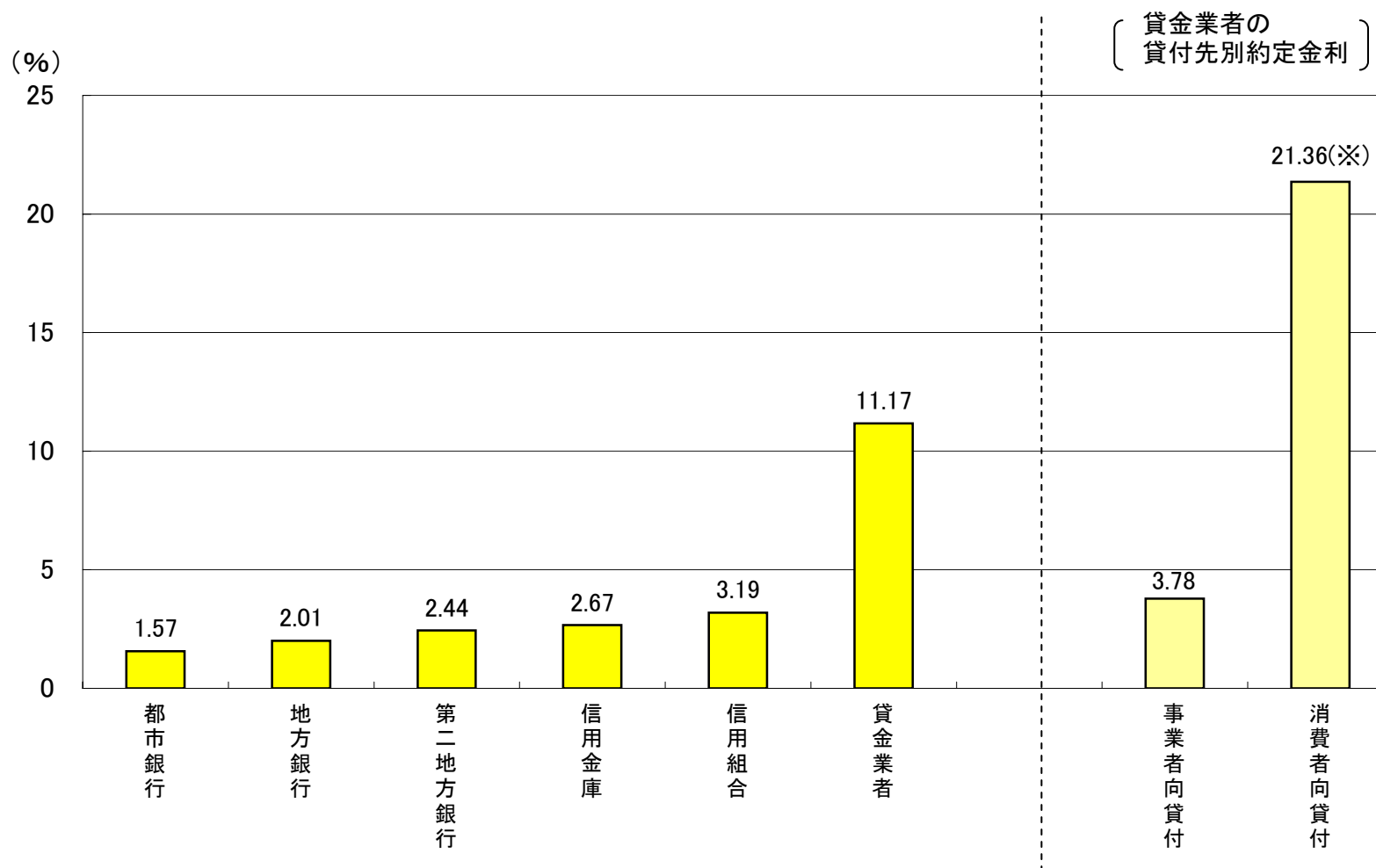
懇談会でこれまでに出された指摘事項、意見等

- (注) 貸金業者に適用される金利規制として、利息制限法において民事上の上限金利(20%、18%、15%)、出資法において刑事上の上限金利(29.2%)が規定されている。また、貸金業規制法において、利息制限法の上限金利を超える部分の利息の支払いについて、任意性、書面交付といった一定の要件の下、有効な弁済とみなされる旨規定されているが、最近の判例の動向を見ると、その要件が厳格に解釈されており、利息制限法の上限金利を超える利息の支払が無効とされるケースが頻発している。なお、書面交付義務は、契約や弁済をめぐる紛争を防止するための行為規制であると同時に、みなし弁済の要件となっている。
- ・ 「みなし弁済」規定に関する厳しい判決や過払金返還請求は、書面交付や任意性の解釈など、貸金業規制法の規定の不明確な点に起因しており、これにより、消費者金融のビジネスモデルが極めて不安定なものとなっている。
 - ・ 貸金業規制法 43 条の規定は、資金需要者は約束を反故にできるし、貸金業者は利息制限法を超える利息が無効であることを告げる必要がないという点で、騙し合いを容認する法制度であり、これを維持することは問題ではないか。
 - ・ 出資法の上限金利は、銀行の貸出金利や資金需要者の返済能力から見て高すぎ、多重債務の原因となっていることから、利息制限法の上限金利まで引下げるべきではないか。消費者金融白書によると、利用者の平均借入額は145万円であるが、150万円を29%の金利で借りた場合、月々の返済額が4万8千円となる。これを履行できるのは年収が500万円の世帯であるが、消費者金融から借入をするのはもっと年収が低い層である。
 - ・ 適正金利を考えるには、消費者がその収入の中で無理なく返済できることが最も重要な着眼点であり、事業者側のコスト論は二義的である。
 - ・ 市中の金利は変動するので、上限金利も固定することなく、政令等で見直す仕組みを設けてはどうか。例えば、過去10年間の平均金利に6%を上乗せした利率とするのはどうか。

- ・ TKC全国会の経営指標のうち中小零細企業の財務諸表の平均値を用いたモデル企業分析によると、損益分岐点借入利率は11～13%であり、20%以上の金利では、赤字から脱却できない。
- ・ 上場企業や上場予定企業には、ビジネスチャンスをつかむため、50%の金利でも借りたいというニーズがある。また、20%以上の金利では利益がでないとの批判については、資金需要者は、自己資本や銀行借入などを組み合わせてキャッシュフローを管理していることに留意する必要がある。
- ・ 無担保・無保証であること等による与信コストの高さを考慮すれば高金利はやむを得ず、また、上限金利を引下げれば信用リスクの高い資金需要者がヤミ金融に流れることから、利息制限法の上限金利を上げるべきではないか、あるいは、金利規制を廃止し、市場メカニズムに委ねるべきではないか。
- ・ 個人破産の要因は、金利ではなく、失業、疾病、離婚などのライフイベントである。仮に、高金利が破産の原因であるのであれば、2000年に出資法の上限金利が引き下げられた時点でトレンドが下がるはずであるが、現実には逆となっている。
- ・ 貸金業には他業態も参入しているので、今後、顧客の選択肢も増え、顧客の利益につながる金利体系ができるのではないか。
- ・ 少額・短期の借入であれば、資金需要者の財務の健全性や貸金業者のコストの観点から、ある程度高い金利も正当化されるのではないか。他方で、当初は短期の借入を行う予定であっても、借換えや追加借入を繰り返すことにより長期化することが多いのではないか。
- ・ 資本金3億円以上の株式会社への貸付などプロ向きのマーケットでは、自己責任原則の下、自由な経済活動を認めることが経済成長にも資することから、利息制限法や出資法の適用を除外すべきではないか。
- ・ 貸金業者と関係のある保証会社が供与する債務保証にかかる手数料が金利規制の潜脱になっていることについて対応が必要ではないか。
- ・ 出資法と利息制限法の金利規制の適用にあたっては、貸金業者が認識している限りにおいて、保証料・媒介手数料を利息とみなす旨の規定を設けるべきではないか。

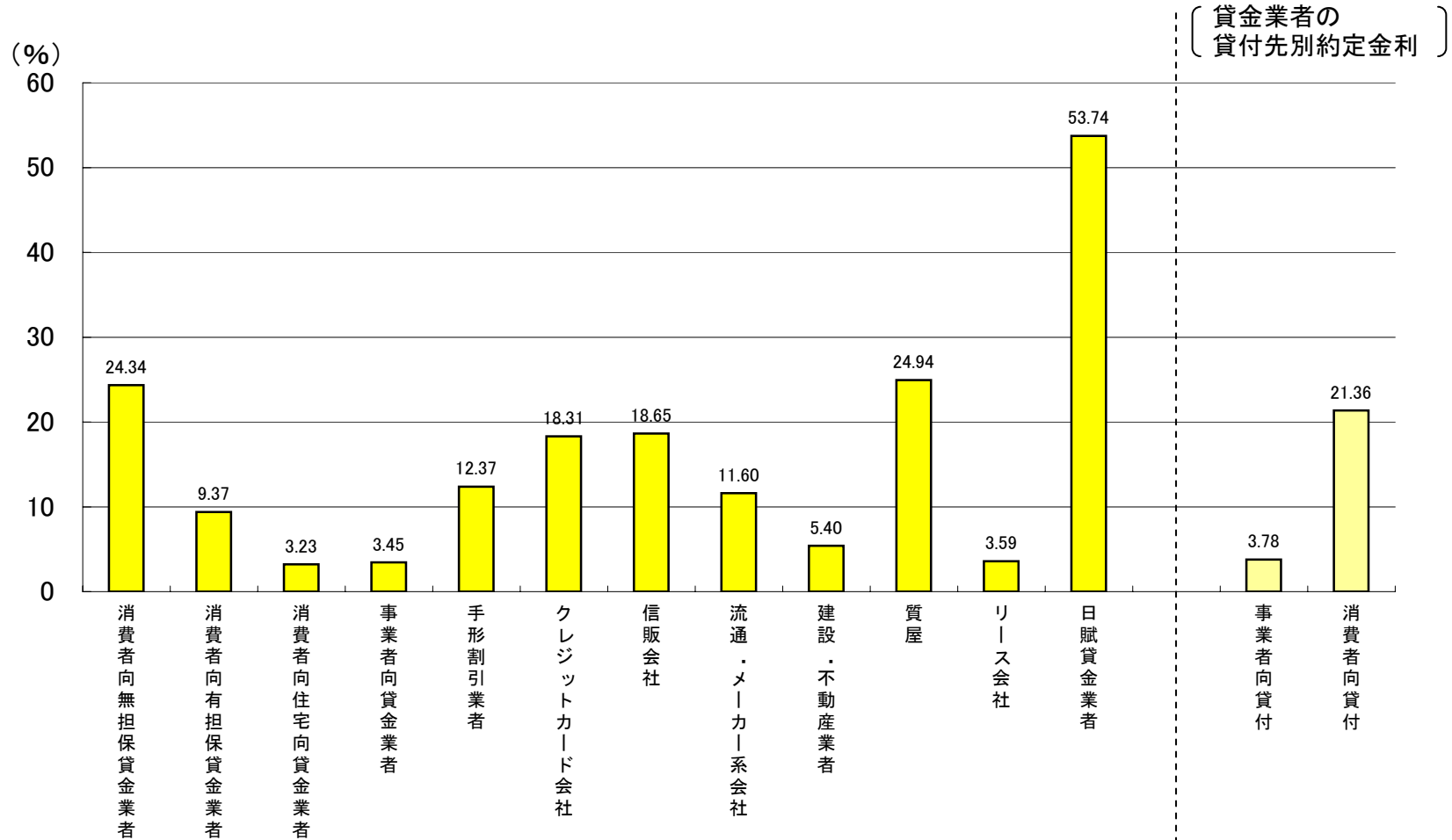
- ・ 出資法において、ATM手数料などまでが利息の定義に含まれているが、これはコストであり、利息に含めるべきではない。諸外国でもそのような例はない。また、失業や疾病時に債務を保証する支払保証保険の保険料についても、顧客利便の観点から、利息に含めるべきではない。更に、出資法と利息制限法で利息の概念が異なっている点について、整理が必要ではないか。
- ・ 書面交付について、インターネットやATMの利用者増加、リボルビング方式の貸付の普及などの状況に十分に対応しておらず、交付の電子化や記載の簡素化等を行うべきではないか。個人情報保護の観点からも、電子書面が望ましいのではないか。
- ・ 書面交付は、将来の紛争を防止し、債務者等を保護するためのものであり、特にみなし弁済の要件とされていることから、電子化、簡素化をすべきではない。IT書面一括法が制定された際、貸金業については、契約をめぐるトラブルが多発しているという理由で対象外とされたが、その点は現在でも全く変わっていないのではないか。
- ・ 日賦貸金業者に対する特例金利については、その要件が今日の社会経済情勢から乖離しているのではないか。
- ・ 日賦は、信用の低い顧客に日々の売り上げを担保に貸付を行い、毎日の取立に際し、事業の状況等をモニタリングすることにより、その後の与信判断を行う商品であり、これに対し、合理的に判断された需要が数多くあれば、存在意義は十分にある。
- ・ 日賦に対するニーズがあると言うが、日賦貸金業者から借入を行った者のうち、日賦貸金業者から最初に借入れたのは一部である。また、その中には自己破産をしている者もいる。更に、要件外の集金方法や要件外の者への貸付が存在していることなどから、日賦に対する需要が本当にあるのか疑問である。
- ・ 契約の切り替えの度に提携保証会社の保証が求められることで、著しい高利を徴収される結果になっているケースがある。
- ・ 日賦貸金業者による無理な貸付、取立、要件外の者への貸付は、九州・沖縄以外の地域では起きていない。

業態別貸出約定平均金利(平成16年3月末時点)



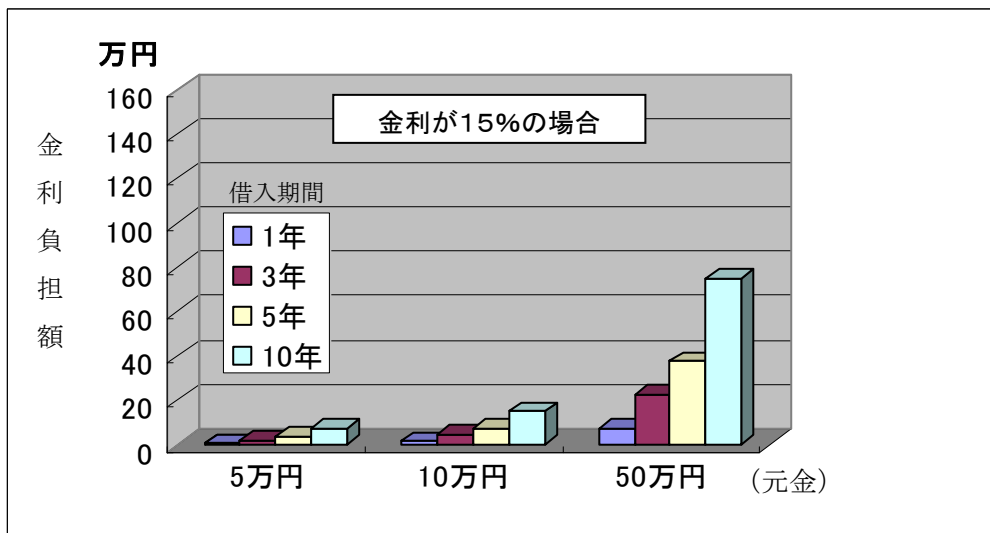
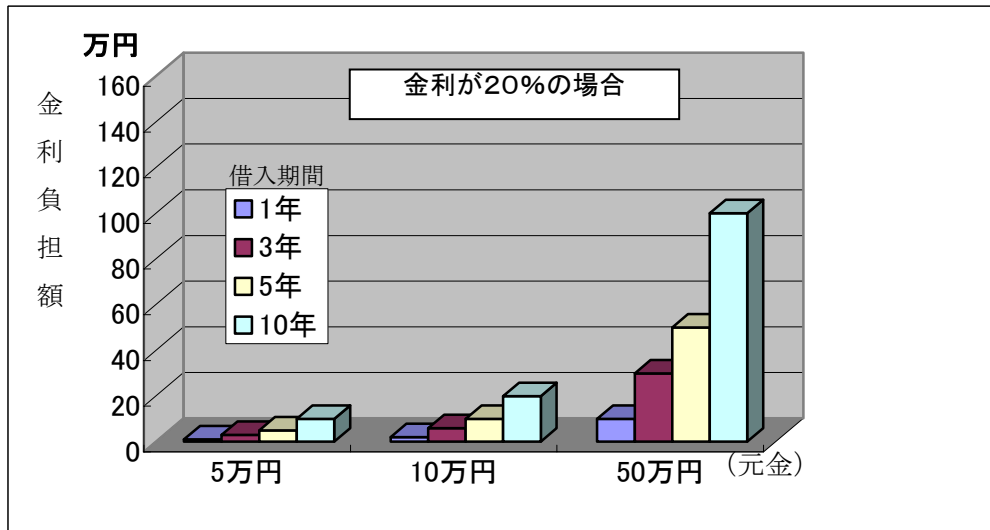
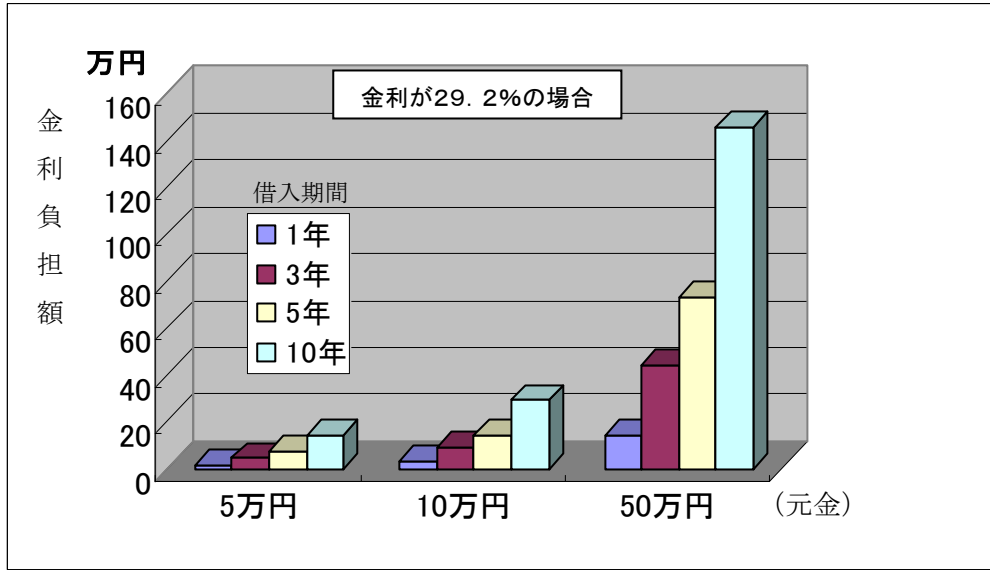
(※1)貸金業者の消費者向貸付けの85.9%が無担保貸付け
(※2)事業者向け貸付けには、企業グループ内の貸付等を含む。
(資料)金融庁、日本銀行、全国信用組合中央協会

業態別貸出約定平均金利(平成16年3月末時点)



(※1)貸金業者の消費者向貸付けの85.9%が無担保貸付け
 (※2)事業者向け貸付けには、企業グループ内の貸付等を含む。
 (資料)金融庁、日本銀行、全国信用組合中央協会

金利負担額の比較 (金利、期間)



貸金業の金利規制に関する国際比較

	日本	米 国		英国	ドイツ	フランス
		連邦	州			
金利規制	上限規制あり 利息制限法(民事) ・10万円未満 → 20% ・10万円以上100万円未満 → 18% ・100万円以上 → 15% 出資法(刑事) ・私人間 → 109.5% ・事業者 → 29.2%	規制なし 最高裁判例(金利の輸出理論) 「連邦銀行は、本店登記した州の金利を他州でも請求できる。」 ⇒デラウエア州などの自由金利の州に本店が集中する現象を引き起こした。	(例:NY州) 州銀行法(民事) ・16% <u>非免許業者に対する上限規制</u> 州刑法(刑事) ・25%	規制なし ・但し、消費者信用法により、暴利的信用取引であると認める場合には、裁判所は、契約を再締結させることができる。 ・刑事法的観点からの規制はなし。	規制(判例法理)あり。 ・判例上、市場金利の2倍又はプラス12%を超えると金利は民事上無効。 ・刑法上、暴利行為は違法。判例上暴利行為と認められる金利水準は民事上無効の水準と同程度。	上限規制あり(消費法典(民事・刑事))。 平均実質利率の3分の4を上回る利率は暴利的利率とされる(民事上無効・刑事上処罰)。 (06年第1四半期の暴利的利率) 1,524ユーロ以下 → 19.67% 1,524ユーロ超(当座貸越、リボルビング、割賦販売) → 17.37% 1,524ユーロ超(個人向けその他) → 7.89%
開業規制	貸金業規制法に基づく登録制。	州法に基づく免許制。 (例:NY州)2万5千ドルまでの個人向け融資で利率を16%超とするものを業とする場合		<u>2万5千ポンド以下の個人向け貸金の場合</u> 、消費者信用法に基づく免許制。*改正案は、個人消費者向けの貸金については貸付額の制限を無くしている。	貸金業は信用機関のみ行うことができる 信用機関は、信用制度法に基づく免許制。	貸金業は信用機関(銀行又は金融会社)が行うことができる。 信用機関は通貨金融法典に基づく免許制。

(注) 日本、米国(NY州、加州)、独及び仏においては、開業規制として、人的構成のほか、財産的基礎を要件としている。

(参考) 04年9月～05年1月の平均為替レートは、1ドル=105円、1ポンド=198円、1ユーロ=137円(日本銀行資料)。

上限金利規制の変遷

利息制限法

○昭和29年に制定

元本10万円未満……	20%
元本10万円以上 ～100万円未満……	18%
元本100万円以上……	15%

【背景】

当時の経済情勢、金融機関一般の金利の実情及び動向を考慮し、新時代の国民経済生活に適合するようなレベルとして決められた。

出資法

○昭和29年に制定（保全経済会事件が契機）
109.5%（日歩30銭）

【背景】

利息制限法の最高利率（20%）や、当時の多くの貸金業者が日歩30～35銭で商売を行っていたこと等を考慮して決められた。

○昭和58年、40.004%への引下げを決定。
（ただし、途中、73%、54.75%の時期を置く）

【背景】

利息制限法の最高利率である20%の2倍の40%を最小限超え、かつ365で割り切れる数値とされた。

○平成12年、29.2%へ引下げ
（商工ローン問題が契機）

【背景】

議員立法の過程での調整の結果、30%に近いレベルで365で割り切れる数値とされた。

利息制限法（昭和29年法律第100号）

第1条

- ① 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が左の利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分につき無効とする。
- | | |
|-------------------|-------|
| 元本が10万円未満の場合 | 年2割 |
| 元本が10万円以上百万円未満の場合 | 年1割8分 |
| 元本が10万円以上の場合 | 年1割5分 |
- ② 債務者は、前項の超過部分を任意に支払ったときは、同項の規定にかかわらず、その返還を請求することができない。

第2条 利息を天引した場合において、天引額が債務者の受領額を元本として前条第1項に規定する利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。

第3条 前2条の規定の適用については、金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結及び債務の弁済の費用は、この限りでない。

第4条

- ① 金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が第1条第1項に規定する率の1.46倍を超えるとときは、その超過部分につき無効とする。
- ② 第1条第2項の規定は、債務者が前項の超過部分を任意に支払った場合に準用する。
- ③ 第2項の規定の適用については、違約金は、賠償額の予定とみなす。

最高裁の判示（要旨・抜粋）

昭和39年11月18日最高裁判決

債務者が利息制限法所定の制限を超える金銭消費貸借上の利息、損害金を任意に支払ったときは、右制限を超える部分は、民法491条により、残存元本に充当される。

昭和43年11月13日最高裁判決

債務者が利息制限法所定の制限を超える金銭消費貸借上の利息、損害金の支払を任意に継続し、その制限超過部分を元本の支払に充当すると、計算上元本が完済となったときは、その後に支払われた金額は、債務が存在しないのにその弁済として支払われたものとなり、債務者は、債権者に対し、不当利得としてその返還を請求することができる。

(注) 上記最高裁判決によって利息制限法1条2項、4条2項は事実上その効力を奪われ空文化する結果となったと言われている。（「利息制限法と公序良俗」小野秀誠著 284頁等）

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）（抜粋）

第43条第1項（抜粋・要旨）

貸金業者が業として行う金銭を目的とする消費貸借上の利息（利息制限法第3条の規定により利息とみなされるものを含む。）の契約に基づき、債務者が利息として任意に支払った金銭の額が、同（利息制限）法第1条第1項に定める利息の制限額を超える場合において、その支払が次の各号に該当するときは、当該超過部分の支払は、同項（利息制限法第1条第1項）の規定にかかわらず、有効な利息の債務の弁済とみなす。

- 一 第17条第1項の規定により第17条第1項に規定する書面を交付している場合におけるその交付をしている者に対する貸付けの契約に基づく支払
- 二 第18条第1項の規定により第18条第1項に規定する書面を交付した場合における同項の弁済に係る支払

提案理由説明（大原一三議員、昭和57年8月4日衆議院大蔵委員会）

（抜粋）

「利息制限法との関係について、貸金業者に対して本法において各種の厳しい業務規制を課し、また、金利等取締法を改正して刑事罰対象金利を引き下げることとしていること等にかんがみ、貸金業者との利息の契約に基づき、債務者が利息として任意に支払った金銭の額が、利息制限法に定める利息の制限額を超えるときは、その超過分の支払いは、同法第一条第一項の規定にかかわらず、有効な利息の債務の弁済とみなすことといたしております。

ただし、このみなし弁済規定は、契約書面を交付しない場合、受取証書を交付しない場合、業務停止処分に違反して貸付けの契約が締結された場合、金利等取締法の高金利の処罰規定または物価統制令の抱き合わせ・負担つき行為の禁止規定に違反して契約が締結された場合における支払いについては、適用しないものといたしております。」

貸金業規制法 43 条「みなし弁済」関連の最高裁の判示
(抜粋・要旨)

平成2年1月22日最高裁判決

- 法43条1項にいう債務者が利息として任意に支払ったとは、債務者が利息の契約に基づく利息の支払に充当されることを認識した上、自己の自由な意思によってこれらを支払ったことをいい、債務者において、その支払った金銭の額が利息制限法1条1項に定める利息を超えていること、あるいは当該超過部分の契約が無効であることまで認識していることを要しない。

平成11年1月21日最高裁判決

- 貸金業者の預金又は貯金の口座に対する払込みによってされたときであっても、特段の事情のない限り、貸金業者は、払込みを受けたことを確認した都度、直ちに、同法18条1項に規定する書面(受取証書)を債務者に交付しなければならない。 けだし、同法43条1項2号は、受取書面の交付について何らの除外事由を設けておらず、また、債務者は、受取書面の交付を受けることによって、払い込んだ金銭の利息、元本等への充当関係を初めて具体的に把握できるからである。

平成15年7月18日最高裁判決

- 同一の貸主と借主との間で基本契約に基づき継続的に貸付が繰り返される金銭消費貸借取引において、借主の一つの借入金債務につき利息制限法所定の制限を超える利息を任意に支払うことによって生じた過払金は、特段の事情がない限り他の借入金債務へ充当され、貸主は充当されるべき元本に対する約定の期限までの利息を取得することができない。

平成16年2月20日最高裁判決

- 貸金業者の業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図ること等を目的として、貸金業に対する必要な規制等を定める法の趣旨、目的(法1条)と、業務規制(法17条及び18条の要件を具備した書面を交付する義務)に違反した場合に罰則が設けられていること等にかんがみると、法43条1項の規定の適用要件については、これを厳格に解釈すべきものである。
- 17条書面には、法17条1項所定の事項すべてが記載されていることを要するものであり、その一部が記載されていないときは、法43条1項適用の要件を欠く。
- 18条書面の交付は弁済の直後にしなければならない。

平成16年2月20日最高裁判決(上記とは別の判決)

- 貸付の弁済を受ける前に書面を交付した場合は18条1項所定の要件を具備した書面の交付があったということはできない。

平成16年7月9日最高裁判決

- 支払後7ないし10日以上後にされた18条書面の交付をもって、弁済直後の交付と解することはできない。

平成17年12月15日最高裁判決

- 仮に、当該貸付に係る契約の性質上、法17条1項所定の事項のうち、確定的な記載が不可能な事項があったとしても、貸金業者は、その事項の記載義務を免れるものではなく、その場合には、当該事項に準じた事項を記載すべき義務があり、同義務を尽くせば、当該事項を記載したものと解すべき。リボルビング方式の場合に、個々の貸付けの時点での残元利金について、最低返済額及び経過利息を毎月15日の返済期日に返済する場合の返済期間、返済金額等を17条書面に記載することは可能であるから、上告人は、これを確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずるものとして、17条書面として交付する書面に記載すべき義務があったというべきである。

平成18年1月13日最高裁判決

- 貸付契約に元利の支払遅滞について期限の利益喪失特約が付されている場合、当該特約は利息制限法の制限利率を超える部分の利息の支払遅滞については無効であるが、債務者にそれが無効でないとの誤解が生じなかったといえるような特段の事情のない限り、債務者に対して当該超過部分の支払を事実上強制することとなることから、法43条1項の要件である弁済の任意性が否定される。

(平成18年1月19日最高裁判決、同1月24日最高裁判決も同旨)

- 貸金業者の業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図るためであるから、法18条1項の解釈にあたっては、文理を離れて緩やかな解釈をすることは許されない。弁済を受けた債権に係る貸付の契約を契約番号その他により明示することをもって、法18条1項1号から3号までに掲げ事項の記載に代えることができる旨定めた部分は、他の事項の記載をもって法定事項の一部の記載に代えることを定めたものであるから、内閣府令に対する法の委任の範囲を逸脱した違法な規定として無効と解すべき。

平成18年1月19日最高裁判決

- 債務者が制限超過部分を自己の自由な意思によって支払ったか否かは、金銭消費貸借契約証書や貸付契約説明書の文言、契約締結及び督促の際の貸金業者の債務者に対する説明内容などの具体的事情に基づき、総合的に判断されるべきである。

平成18年1月24日最高裁判決

- 日賦貸し金業者について、法43条1項の「みなし弁済」が適用されるためには、日賦貸金業者の業務方法の要件が、契約締結時だけでなく、実際の貸付においても充足されている必要がある。
- (「みなし弁済」適用の前提となる法定書面の要件は厳格に解すべきであり、)記載内容が正確でないときや明確でないときは「みなし弁済」の適用要件を欠く。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(出資法) (昭和 29 年法律第 195 号)(抄)

(高金利の処罰)

第五条 金銭の貸付けを行う者が、年 109.5 パーセント(2 月 29 日を含む 1 年については年 109.8 パーセントとし、1 日当たりについては 0.3 パーセントとする。)を超える割合による利息(債務の不履行について予定される賠償額を含む。以下同じ。)の契約をしたときは、5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年 29.2 パーセント(2 月 29 日を含む 1 年については年 29.28 パーセントとし、1 日当たりについては 0.08 パーセントとする。)を超える割合による利息の契約をしたときは、5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3~6 (略)

7 金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭は、礼金、割引料、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなして第 1 項及び第 2 項の規定を適用する。貸し付けられた金銭について支払を受領し、又は要求する者が、その受領又は要求に関し受ける元本以外の金銭についても、同様に利息とみなして第 3 項の規定を適用する。

日賦貸金業に係る出資法上の規定

(業務の3要件など)

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」(出資法)附則(抜粋)

(日賦貸金業者についての特例)

- 8 日賦貸金業者が業として行う金銭の貸付けにおける利息の契約の締結又はこれに基づく利息の受領若しくはその支払の要求についての改正後の法第5条第2項及び第3項の規定の適用については、当分の間、同条第2項中「29.2 パーセント」とあるのは「54.75 パーセント」と(中略)読み替えるものとし、附則第2項及び第3項の規定は、適用しない。
- 9 前項に規定する日賦貸金業者とは、貸金業の規制等に関する法律第2条第2項に規定する貸金業者であつて、次の各号に該当する業務の方法による貸金業のみを行うものをいう。
- 一 主として物品販売業、物品製造業、サービス業を営む者で内閣府令で定める小規模のものを貸付けの相手方とすること。
 - 二 返済期間が100日以上であること。
 - 三 返済金を返済期間の100分の50以上の日数にわたり、かつ、貸付けの相手方の営業所又は住所において貸金業者が自ら集金する方法により取り立てること。
- 10 日賦貸金業者は、前項に規定する業務の方法以外の方法により貸金業を営んではならない。

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第9項第1号に規定する小規模のものを定める内閣府令」(抜粋)

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第9項第1号の規定に基づき、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第9項第1号に規定する小規模のものを定める省令を次のように定める。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和58年法律第33号)附則第9項第1号に規定する内閣府令で定める小規模のものは、常時使用する従業員の数が5人以下であるものとする。

貸金業における書面交付義務

1. 貸金業規制法は、資金需要者等の消費者の保護の観点から、貸金業者に対し、書面交付義務等を課している。
2. 同法 17 条においては、貸金業者が貸付けに係る契約を締結したときは、遅滞なく必要事項を明らかにする書面を交付する義務を負うとされ、また、同法 18 条においては、貸付けの契約に基づく債権については、弁済を受けたときは、その都度、直ちに必要事項を記載した書面を弁済者に交付しなければならないとされている。
3. 平成 11 年ごろ、違法な取立行為や根保証を行おうとする者に十分な説明をしなかったこと等が大きな社会問題となったことから（いわゆる「商工ローン問題」）、貸金業規制法が改正され、追加融資の際の保証人への書面交付や保証契約締結前の書面交付を義務付ける等の規定が追加された（平成 12 年 6 月施行）。
4. このような経緯を受け、平成 13 年 4 月施行の「IT 書面一括法」においては、「契約を巡るトラブルが現に多発するなど、書面の代替が困難なものは電子化対象から除外する」との政府全体の方針に従い、貸金業は電子化の対象から除外された。
5. 書面交付は、利息制限法 1 条 1 項（利息の最高限度）の特則規定である貸金業規制法 4 3 条（みなし弁済規定）の適用要件となっていることから、そのあり方については、金利規制の問題と合わせて議論する必要がある。

貸金業の規制等に関する法律

(書面の交付)

第十七条

貸金業者は、貸付けに係る契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。

- 一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 契約年月日
- 三 貸付けの金額
- 四 貸付けの利率
- 五 返済の方式
- 六 返済期間及び返済回数
- 七 賠償額の予定(違約金を含む。以下同じ。)に関する定めがあるときは、その内容
- 八 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2～4 (省略)

貸金業の規制等に関する法律施行規則

(貸付けに係る契約についての書面の交付)

第十三条

法第十七条第一項第九号 に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付けの契約(次号及び第三号に掲げる契約を除く。) 次に掲げる事項
 - イ 貸金業者の登録番号
 - ロ 契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所
 - ハ 貸付けに関し貸金業者が受け取る書面の内容
 - ニ 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項
 - ホ 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報機関に登録するときは、その旨及びその内容
 - ヘ 利息の計算の方法
 - ト 返済の方法及び返済を受ける場所
 - チ 各回の返済期日及び返済金額
 - リ 契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容
 - ヌ 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容

(以下、略)

貸金業の規制等に関する法律

(受取証書の交付)

第十八条

貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 契約年月日

三 貸付けの金額(保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条、第二十条及び第二十一条第二項において同じ。)

四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額

五 受領年月日

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用する。

貸金業の規制等に関する法律施行規則

(受取証書の交付)

第十五条

法第十八条第一項第六号 に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項(金銭の貸借の媒介手数料を受領したときにあつては、第五号に掲げる事項を除く。)とする。

一 弁済を受けた旨を示す文字

二 貸金業者の登録番号

三 債務者の商号、名称又は氏名

四 債務者(貸付けに係る契約について保証契約を締結したときにあつては、主たる債務者)以外の者が債務の弁済をした場合においては、その者の商号、名称又は氏名

五 当該弁済後の残存債務の額

2 貸金業者は、法第十八条第一項 の規定により交付すべき書面を作成するときは、当該弁済を受けた債権に係る貸付けの契約を契約番号その他により明示することをもつて、同項第一号 から第三号 まで並びに前項第二号及び第三号に掲げる事項の記載に代えることができる。

過剰貸付防止のための規制等のあり方

懇談会でこれまでに出された指摘事項、意見等

- ・ クレジット・カウンセリング協会でカウンセリングを受け自己破産等とされた相談者を見ると、平均年収 316 万円に対し、平均して 8.6 件、444 万円の債務を負っている。過剰な貸付が多重債務の原因の一つとなっているのではないか。
- ・ 規制に関する一般論からも、情報や交渉力の面で優位にある方に行為規制をかけるべきであり、そのためにも、優位にある業者のビジネスモデルを分析すべきではないか。
- ・ 業者のビジネスモデルとして、積極的な広告・勧誘や過剰なアベイラビリティの供与により、需要を作り出し、過剰利用を促している側面があるのではないか。
- ・ 貸金業者は、本人が返せなくても、身内が返すことを前提に貸し込むというビジネスモデルを持っている。また、大手消費者金融会社の場合、他社借入により貸付金が回収されている例があり、リスクを他に転嫁しているのではないか。
- ・ 市場構造として、ノイズレンダーが、リスク管理をせず、信用のない者に貸し込むことにより、健全な業者が引当の積み増しを迫られ、淘汰されるといった問題がある。こうした点について、金利規制で対応すべきなのか、金額規制で対応すべきなのか、という整理になるのではないか。また、自己破産を容易にするといった対応も考えられるのではないか。
- ・ 新規契約時の与信額は、企業・職種別の年収データベースや家計収支情報から得られる平均的な家計支出により返済能力を確認しつつ、申告情報に加え、信用情報センターや社内のデータベース等を用いたシミュレーション結果を基に、総合的に判断し決定するなど、適正な与信額の設定を心がけている。

- ・ 与信見直しを定期的実施し、多重債務状況になれば与信枠を下げてゼロにするなど、顧客の状況を日々把握しながら事業を行っており、極力多重債務にならないようにしている。
- ・ リボルビング契約で、最低限の返済で長期間借入を続けることが借金漬けの状況を引き起こしていることから、リボルビング契約については入念な検討が必要ではないか。
- ・ リボルビング契約は、顧客が、借入・返済について自らコントロールできる商品である。新規契約等において、リボルビング契約の特性についても説明している。
- ・ 多重債務者は通常 5～10 社からの債務を抱えており、例えば、大手消費者金融会社の申し合わせ(新規貸付時の他社借入を原則 3 社までとする)だけでは必ずしも過剰貸付を防止できていないことから、より実効的な過剰貸付規制を設けるべきではないか。
- ・ 日弁連の提案には、1 社あたりの貸付の上限を規制する案があるが、過剰貸付防止の趣旨からは、総債務の規制をすべきである。
- ・ 過剰貸付規制に対しては、行政罰或いは刑事罰を設けるべきである。
- ・ 事業者のキャッシュフローは、消費者の場合と比較して変動が大きいいため、現在の収入等をベースに貸付額の規制をすることは馴染まない。
- ・ 事業者ローンの保証人には消費者になることが多い。しかも、実際に、保証人から回収することとなるケースが 25～30%もあるとの指摘がなされている。したがって、消費者を保証人とした事業者ローンについてはきちんと規制することが必要ではないか。
- ・ 無担保・無保証の貸付からはじまり、多重債務に陥った債務者の債務を一本化(いわゆる「おまとめ」)する際に担保をとるというモデルが成立しているが、居住の本拠である住宅は保護されるよう手当てする必要がある。

- ・ 過剰貸付については、規制の実効性が確保できるのかという点を考慮する必要があるほか、マーケットメカニズムがどのように機能していないのかという根本を考えた上で、信用情報機関の集中、一律の量的な貸付規制、不動産を担保にとる場合などの実際の弊害に即した規制などのうちどのような規制が望ましいか議論する必要がある。
- ・ 過剰貸付については、対処療法的な規制ではなく、与信管理が収益に直結するといった形でのインセンティブを与えることを考えるべきではないか。
- ・ 全情連の信用情報が多重債務防止のためにきちんと活用され機能しているかどうかの検証が必要ではないか。
- ・ 与信審査の精度を上げるため、信用情報の利用の促進が必要であり、更に、信用情報機関間の情報交流も求められるが、情報交流を進めるにあたっては、個人情報取扱に関する懸念もあるのではないか。
- ・ 登録業者約 1 万 5,000 社のうち、情報センターに加盟しているのは約 2,500 社だけであるが、過剰貸付を防止するために、情報センターへの加盟を登録要件とすべきではないか。また、全件登録を義務づけるだけでなく、全件照会を義務づけないと適正な与信判断はできないのではないか。
- ・ 大手の消費者金融業者から、テレビコマーシャルを行っているから安心だと思ったというきっかけで借りている者が多いなど、広告が若者の借入行動に大きな影響を与えていることから、イギリスの例なども参考に、規制を設けることが必要ではないか。

契約・取立てにかかる行為規制等のあり方

懇談会でこれまでに出された指摘事項、意見等

(参入規制・無登録営業)

- ・ コンプライアンス意識の低い者が安易に貸金業に参入することを防止するため、貸金業務取扱主任者について試験制度を制度化するなど、参入規制を強化すべきではないか。
- ・ 東京都の 17 年度の苦情・相談の傾向を見ると、正規の登録業者名あるいは登録番号を騙って詐欺行為をはたらくいわゆる詐称業者に関する相談が目立っている。
- ・ 貸金業者の従業員の中には、偽名を用いて法令違反を行い、一定期間後に、代表者として貸金業登録を行う者がいる。

(説明義務)

- ・ 債務者や保証人が、負担すべき債務の内容を正確に認識しないまま契約を締結する例が見られることから、貸金業者の説明義務を強化すべきではないか。
- ・ 契約書面に、利息制限法の上限金利と、借主の支払義務はその限りであること、及びこれを任意に支払った場合には、43 条により有効な弁済とみなされることを記載させるべきではないか。

(取立規制)

- ・ 商工ローン業者が、債務者や保証人から強制執行認諾付の公正証書の委任状を取得する例があるが、債務者・保証人保護の観点から、公正証書の委任状の取得にかかる規制を強化すべきである。
- ・ 商工ローン業者は、債務者が短期間で返済をしようとしても、手形小切手を決済に回すと脅して、支払いを受け付けず、債務残高を増加させることがあるが、こうしたことを防止するため、手形小切手の取得を禁止すべきではないか。

(監督)

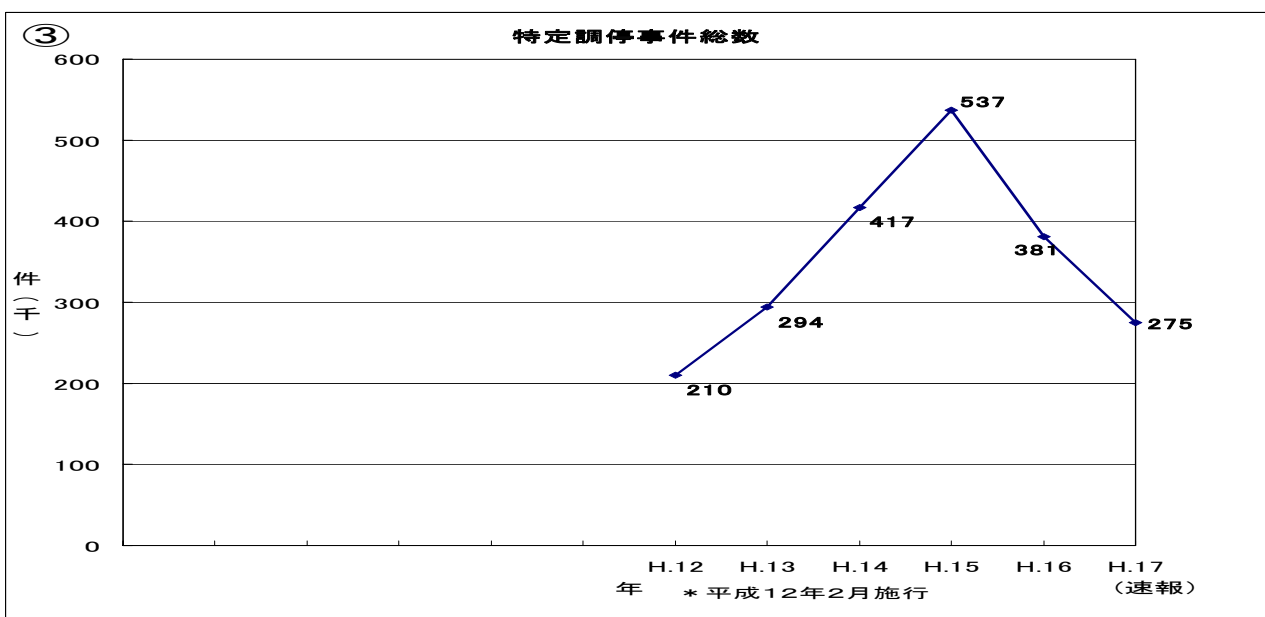
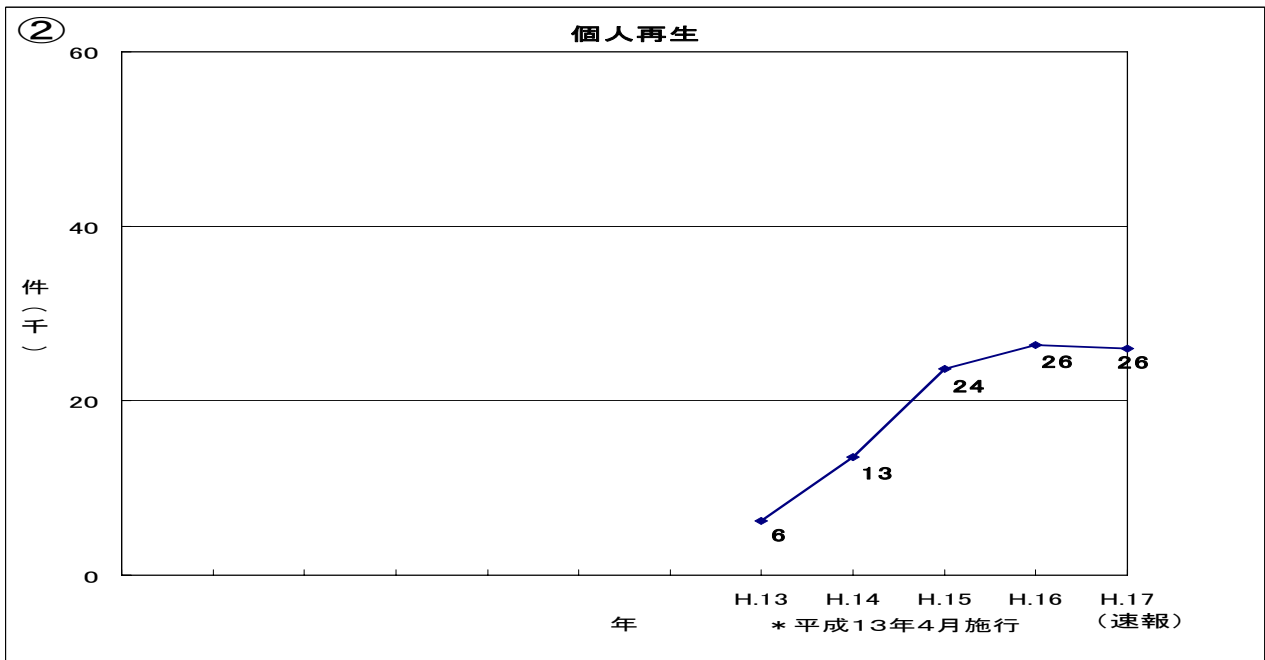
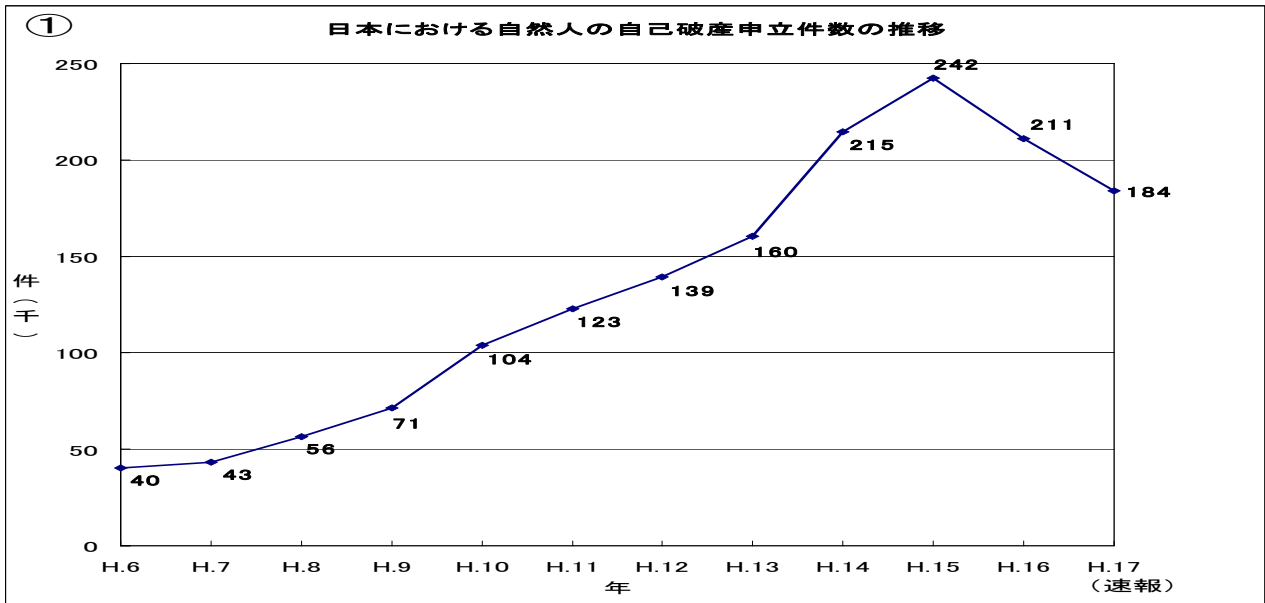
- ・ 貸金業務取扱主任者が違法行為を行った場合、役員や重要な使用人の違法行為と同様、業者を処分することができようにはすべきではないか。
- ・ 業務停止処分を逃れるため、同処分にかかる聴聞通知後に廃業し、再登録を行う例がある。登録取消処分については、その実効性を確保するため、同処分にかかる聴聞通知後に廃業等の届出をした場合には、その後 5 年間登録できないこととなっているが、業務停止処分についても同様の規定を置くべきである。
- ・ 保証会社に対する報告徴求や立入検査にかかる権限が都道府県についてのみ規定されているが、金融庁(財務局)についても規定すべきである。

(その他)

- ・ 商工ローンについては、保証人の被害が多いことから、個人経営であればその個人経営者の保証はやむをえないとして、それ以外の第三者が保証人となる制度をなくすべきではないか。
- ・ 都道府県の検査では、貸金業務取扱主任者の未設置、身分証明書の不携帯、貸付条件の不揭示、債務者や保証人に対する契約書面の不交付・内容不備、受取証書の不交付、帳簿の不備、白紙委任状の取得、年金関係の印鑑・預金通帳・キャッシュカードの預かり、といった事例が引き続き少なくない。無登録営業も引き続き多い。

法的債務整理の新受件数の推移

※司法統計年報



(注) 自己破産と個人再生は申立人一人につき1件、特定調停は債権者ごとに1件とする。

債務を整理する法的制度

* 債務の全額の免責を求めるもの

自己破産(破産法 2005年1月改正法施行)

- ・ 債務者の申し立てによる破産手続。
- ・ 支払不能又は債務超過にある債務者の財産等の清算をすることにより、債権者その他の利害関係人の利害及び債務者と債権者との間の権利関係を適切に調整し、もって債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図るとともに、債務者について経済生活の再生の機会を図ることを目的とする制度(破産法1条)。
- ・ 債務者が保有することを認められる「自由財産」を除き分配すべき財産がない場合は、管財人は選任されず、破産手続は「同時廃止」される。
- ・ 過度のギャンブル等の免責不許可事由に該当しなければ、免責許可決定がされ、債務者は債務の支払義務を免れる。

* 債務の一部を免責するもの

個人再生(改正民事再生法 2001年4月施行)

経済的に窮境にある債務者について、その債権者の多数の同意を得、かつ、裁判所の認可を受けた再生計画を定めること等により、当該債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の経済生活の再生を図ることを目的とする制度(民事再生法1条)。

- ・ いわゆる住宅ローン特則により住宅を保持できる場合がある。

【小規模個人再生】

個人である債務者のうち、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがあり、かつ、再生債権の総額が5000万円を超えないもの(民事再生法221条)については、再生計画を不同意とする債権者が過半数を超えなければ、将来にわたって一部を弁済し残額が免除される再生計画が認可される。

【給与所得者再生】

小規模個人再生の対象者のうち、給与又はこれに類する定期的な収入を得る見込みがある者であって、かつ、その額の変動の幅が小さいと見込まれるもの(民事再生法239条)については、法が定めた可処分所得以上の弁済を行うことで残額が免除される。債権者の同意は不要である。

* 返済を前提とした制度

特定調停制度(特定調停法 2000年2月施行)

支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済的再生に資するため、債務者が負っている金銭債務にかかる利害の調整を促進することを目的とする、民事調停の特例制度(特定調停法1条)。調停が成立した場合には、債務者は調停内容に従って弁済をする。また、調停委員会は、「調停に代わる決定」を行うこともできる。

以上

現在のEU消費者信用指令の審議動向

1986年に欧州議会において制定されたEU消費者信用指令(87/102/EEC)は、1990年、1998年に改正が行われ、現在3回目の改正作業が行われている。現在進められている改正作業では、2002年9月、欧州委員会によって新指令案が採択され、その後2004年に第一次改正案、2005年に第二次改正案がそれぞれ採択されており、現在この第二次改正案が検討されているところである。

2002年に採択された当初の案においては、第9条として「貸出に対する責任(Responsible lending)」と題された規定が新たに設けられた。この条において、貸主は契約にあたり事前に消費者の支払能力等を評価しなければならないとされた。

現在の第二次改正案においては、第9条は削除されている。ただし、第5条「契約前の情報(Pre-contractual information)」中に、「貸手及び仲介者は、貸出に対する責任の原理を(principle of responsible lending)を厳守しなければならない」との条文が追加されており、「貸出に対する責任(Responsible Lending)」という用語自体は存在している。

(参考) EU消費者信用指令改正案(2005年10月改訂)

第5条 契約前の情報(Pre-contractual information)

第1項

債権者、及びこれに準拠する仲介者は、「貸出に対する責任原則(principle of responsible lending)」を遵守しなければならない。そのために、債権者、及びこれに準拠する仲介者は、契約前の情報提供に関する義務、並びに債権者が債務者の弁済能力を債務者から提供された正しい情報及び適用可能な際に関連するデータベースの参照を基として査定を行う義務に従わなければならない。

信用契約によって債権者に対して当該信用契約の締結日後に信用総量の変更を許可する際には、債権者は債務者に関する財務情報を自ら更新しなければならず、更に債権者は、重要な信用総量の増加の前に債務者の弁済能力を査定しなければならない。

第2項

債務者が信用契約又は提供の前に、債権者、及びこれに準拠する仲介者は、債務者に対して、紙又は他の耐久性のある媒体により正しい考察のもとでの信用契約の締結のために、必要かつ重要な情報を提供しなければならない。

その情報は、明瞭かつ正確に商品を説明していなければならない。

* 同項(a)~(m)及び同条3~5項は省略。